

特別障害者手当について（制度の概要）

特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の有無は問いません。

1 対象となる方

次の（１）～（３）の条件をすべて満たす方が対象です。

- （１）重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要としていること
- （２）在宅であること（詳しくは表１をご確認ください。）
- （３）20歳以上であること

ただし、以下に該当する方は、手当を受給することができません。

- ア 施設に入所している（した）とき（詳しくは表１をご確認ください。）
- イ 病院、診療所または介護老人保健施設等への入院が継続して3か月を超えるとき
- ウ 受給資格者の前年の所得が一定の額を超えるとき、若しくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるとき。（毎年度所得の審査があります。）

表１

区分	施設の種類（例）
資格喪失となる施設の例	障害者支援施設（生活介護に限る）、療養介護を行う病院又は障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、病院・診療所（3か月超入院）、介護療養型医療施設（3か月超入院）、介護老人保健施設（3か月超入院） など
支給継続する施設の例	短期入所、宿泊型自立訓練施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護事業所、婦人保護施設 など

2 認定基準について

次の（１）～（５）のいずれかに該当する方が対象です。

- （１）表２の障がいが２つ以上ある方

表2

- | |
|--|
| <p>① 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの ・視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの <p>② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>⑤ 体幹の機能の障害により座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> |
|--|

※下肢機能障がいと体幹機能障がいは、原則、重複認定できません（表3も同じ）

- （2）表2の障がいが1つ、かつ、表3の障がいが2つ以上ある方
（表2と表3の障がいは別のものであること）

表3

- | |
|--|
| <p>① 次に掲げる視覚障害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの ・視力の良い方の眼の視力が0.08以下かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの <p>② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの</p> <p>④ そしゃく機能を失ったもの</p> <p>⑤ 音声又は言語機能を失ったもの</p> <p>⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するものまたは一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> |
|--|

- ⑧ 一下肢の機能を全廃したものまたは一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑪ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(3) 表2の3～5の障がい（肢体不自由）があり、日常生活動作評価表（医師の判定）により著しく重度である方（次の日常生活動作評価表の点数の合計が10点以上）

日常生活動作評価表

動作	0点	1点	2点
	ひとりでできる	ひとりでできても うまくできない	ひとりでは 全くできない
1.タオルを絞る (水が切れる程度)			
2.とじひもを結ぶ	(5 秒以内)	(10 秒以内)	(10 秒以上)
3.かぶりシャツを 着て脱ぐ	(30 秒以内)	(1 分以内)	(1 分以上)
4.ワイシャツの ボタンをとめる			
5.座る（正座・横座り・ あぐら・脚投げ出しの姿 勢を持続する）			
6.立ち上がる			
7.片足で立つ			
8.階段の昇降			
合計	点		

※健側が全く正常の状態であれば、点数は2分の1としてカウントされます。

（４）表２の６の障がい（内部障がい）があり、かつ絶対安静の方（安静度表の１度に該当）

安静度表（日課時間表）

安静度		1	2	3	4	5
		絶対安静	終日横になっている	短時間離床してよいが主に横になっている	午前午後にそれぞれ安静時間をとる	午後安静時間をとる
午前	6:30	起床（室を明るくして片づけてもらう）	起床（同左）	起床（自分で身の回りを片付ける）	起床（同左）	起床（同左）
	7:00	洗面（ねたまま拭いてもらう）	洗面（同左）	洗面（洗面所でする）	洗面（同左）	洗面（同左）
	7:30	朝食	同左	同左	同左	同左
	8:00	絶対安静（何もしないで静かにねている）	静臥（読書 30 分以内、ラジオ・テレビ 1 時間以内）	静臥（読書 1 時間以内、ラジオ・テレビ可）	自由時間	自由時間
	9:00			自由時間	静臥（読書、ラジオ・テレビ可）	
	11:00			自由時間	自由時間	
午後	12:00	昼食	同左	同左	同左	同左
	12:30	絶対安静（何もしないで静かにねている）	静臥（ラジオ可）	自由時間	自由時間	自由時間
	1:00		絶対安静（何もしないで静かにねている）	絶対安静（同左）	絶対安静（同左）	絶対安静（同左）
	3:00		静臥（読書 30 分以内、ラジオ・テレビ 1 時間以内）	静臥（読書、ラジオ・テレビ可）	自由時間	自由時間
			自由時間	自由時間		
	5:00	夕食	同左	同左	同左	同左
	5:30	絶対安静（何もしないで静かにねている）	静臥（ラジオ・テレビ合せて 1 時間以内）	自由時間	自由時間	自由時間
	6:00			静臥（ラジオ・テレビ可）		
	8:00	就寝	就寝			
	8:30			就寝		
	9:00				就寝	就寝

(5) 表2の7の障がい（精神障がい）があり、日常生活動作評価表（医師の判定）により著しく
重度である方（日常生活能力判定表の点数が14点以上）

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から 身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守る ことができる	守ることができない
合計	点		

3 所得制限について

手当の申請者、その配偶者又は生計を同じくする扶養義務者の前年の所得額が、以下の限度額を超える場合は、その年の8月から翌年の7月分まで手当が支給されません。

なお、申請者（受給者）本人が、障害年金、遺族年金等の公的年金等を受給しているときは、当該受給額は所得に算入されます。

所得制限表

令和7年8月1日 改正

扶養人数	本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,661,000	6,287,000
1人	4,041,000	6,536,000
2人	4,421,000	6,749,000
3人	4,801,000	6,962,000
4人	5,181,000	7,175,000
5人	5,561,000	7,388,000
	一人増すごとに 380,000 円加算	一人増すごとに 213,000 円加算

控 除 額	社会保険料控除	80,000	注) 1
	特別障害者控除	400,000	} 注) 2
	障害者控除	270,000	
	勤労学生控除	270,000	
	ひとり親控除	350,000	
	寡婦控除	270,000	
	老人緩和（受）	100,000	
	老人緩和（配）	60,000	
	特扶緩和（受）	250,000	

注) 1 社会保険料控除について、特別障害者手当の受給資格者本人に係るものについては実額で控除します。

注) 2 特別障害者控除・障害者控除について、特別障害者手当の受給資格者本人に係るものについては控除されません。

＊ 次の控除については、実額を控除します。

- ・雑損控除
- ・医療費控除
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・配偶者特別控除

4 支給方法・手当額

手当は、原則、2月・5月・8月・11月に、それぞれ前月までの分が支給されます。

手当月額は、年度ごとに変更されることがありますので、詳しくは厚生労働省ホームページ、または松山市ホームページをご覧ください。

（松山市ホームページは下記「6 申請先・お問い合わせ先」を参照）

【厚生労働省ホームページ】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/tokubetsu.html>

5 申請に必要なもの

次の①～⑤をご用意のうえ、障がい福祉課までお越しください。窓口で、認定請求書、所得状況届等にご記入いただき受け付けします。

①特別障害者手当認定診断書（申請日から2か月以内に診断されたもの）

※身体障害者手帳・療育手帳を所持しているときは、省略できる場合があります。

②身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの場合のみ）

③銀行の通帳（本人名義）

④マイナンバーのわかるもの（本人、配偶者、扶養義務者）

⑤公的年金を受給している場合は、年金の種類、受給額が分かる書類

※①の様式は障がい福祉課の窓口でお渡しします。障害種別によって様式が異なりますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

※上記のほかに、提出が必要となる書類が発生する場合があります。その際は、個別にご案内します。

※診断書の作成に係る費用は、申請者の負担となります。

6 申請先・お問い合わせ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所 福祉推進部 障がい福祉課 手当担当（市役所別館1階）

電話 089-948-6369

FAX 089-932-7553



松山市ホームページ

【松山市ホームページ】

[トップページ](#)>[くらしの情報](#)>[福祉](#)>[障がい福祉](#)>[手当等](#)>[特別障害者手当](#)